

令和6年度公務災害補償等事務担当職員初任者研修会質問事項

区分	質問	回答
公務災害補償制度	職員種別（職員・会計年度・その他）、災害種別（軽傷・通院入院が必要・その他 死亡障害）の窓口、処理フロー（簡単なものでよい）	・公務災害補償の窓口は、実施機関により異なる。資料1の5ページにあるとおり、常勤職員については基金沖縄県支部、非常勤職員については基金、各地方公共団体、労働局の3つに分けられる。基金では照屋、石原が担当になるので、こちらまで問い合わせいただきたい。 ・処理フローは資料4の「請求の手続きについて」で説明もしたところだが、基金のホームページにも認定請求・補償請求の流れや事務の流れについてフロー図等を掲載している。
認定基準	合理的経路について 資料23頁合理的経路の例に「共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路」とあるが、高校生を送迎する経路は合理的経路か。	子どもの年齢については特定の定めはありませんが、社会的通念上、親の監護が必要と認められる実情にあるか否かにより判断することになる。
認定基準	部活指導の公務起因性について 資料4の5頁で時間外勤務命令簿の写しを提出するとあるが、部活指導については、時間外勤務命令が出せない。この場合、どのような資料で公務遂行性を確認するか。	休日であれば特殊勤務命令簿で公務遂行性を確認する。平日の夕方2時間程度の部活指導については、文部科学省が勤務時間以外は自発的行為と位置づけているため現状では公務遂行性の判断が難しい。今後、他支部の取り扱いを確認する予定。
認定基準	通常、屋外で行う球技を悪天候のため屋内で行う場合について ③資料3の4頁に「故意」がある場合は公務起因性が認められないと記載されているが、通常、屋外で行う球技を悪天候のため屋内で行う場合は、屋外よりも負傷する可能性が高いと予測可能であり、これは「故意」に該当するか。	予見可能性のみで故意ありとするのではなく、その他の事情を総合的に考慮して判断する。
認定基準	県民広場での負傷について 県民広場の階段での負傷は通勤災害と認められる可能性があるか。	これだけの情報だけでは通勤災害該当非該当か判断しかねるが、通勤災害認定請求をしても構わない。一般の人が自由に入出入りできる場所は、施設内には入っていないため通勤中という可能性はある。
認定基準	常勤的非常勤について 資料6の3頁に常勤的非常勤職員の定義が記載されているが、採用直後の会計年度任用職員は常勤的非常勤職員に該当しないという理解でよいのか。また、常勤的非常勤は負担金の算定だけでなく基金による補償の対象になるか。	知事部局の会計年度任用職員であってパートタイムであれば当基金の対象ではない。なお、市町村の会計年度任用職員は沖縄県市町村事務組合や労働基準監督署の管轄になる。また、常勤的非常勤職員であれば負担金の算定だけでなく基金による補償の対象となる。
請求手続	「災害発生証明書」における証明は、任命権者によるものではなく、所属長による証明という認識で良いか。	お見込みのとおり。
請求手続	よくある書類不備事項として、何があげられるか。	【認定関係】 認定請求書に収受印が押印されていない。利用目的の明示及び同意書の請求年月日が認定請求書の請求年月日と一致していない。診断書どおりに傷病名が記載されていない。 「認定請求に必要な書類一覧」に「○」表示の書類が提出されていない。など 【補償関係】 認定傷病以外の傷病に係る療養費が請求されている。様式第6号の2号紙以下について「傷病の経過」「転帰」「診療報酬点数表により計算できるもの」「診療報酬点数により計算できないもの」「診療費請求合計額」欄が記入されていない。など
請求手続	市所定の休暇申請用の診断書様式を、公務災害申請用の診断書に代えることはできるか。また、それができるときの文書料の補償はどうなるか。	初診年月日、療養見込期間が記載されていれば可。ただし、基金支部提出用以外の用途は療養補償の対象外。
請求手続	事実調査とは何をしたらよいか、具体的に教えてほしい。	事実調査は、現認者（実際に見た人）がいない場合に行う。災害発生現場等において、本人等に当該災害について、いつ、どこで、誰と、何をしていたとき、何が原因で、何が起き、身体のどの部位を、どのように負傷したかなどを聞き取り等の方法で調査する。調査内容は、事実調査書に記載し、認定請求書類と併せて提出する。
請求手続	災害発生証明書について 資料4の14頁災害発生証明書を初診日に提出できない場合どうしたらよいか。	どうしても初診日に提出できない場合は、なるべく早めに提出していただきたい。
請求手続	各種様式の年月日欄について 資料4で、請求関係書類はすべて元号（和暦）で記載すると注意書きされているが、予め「令和」と記入された様式をホームページに掲載してほしい。	請求年月日のみ「令和」と記入されたものを掲載する。生年月日については他の元号が考えられるため従来通りとする。
請求手続	診断書料について 公務（通勤）災害認定請求が却下された際の診断書料は誰が支払うか。	被災職員が負担する。